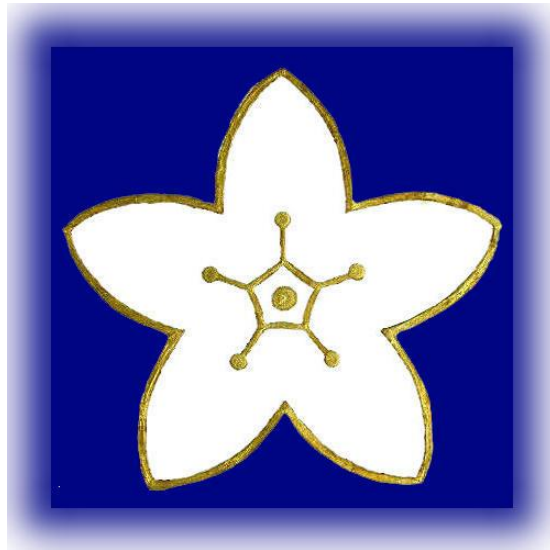


朝霞第五中学校 いじめの防止基本方針



令和 7 年 4 月改定
朝霞市立朝霞第五中学校

はじめに

朝霞市立朝霞第五中学校（以下「本校」という）では、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処について適切にその対応を図ってきた。また、「いじめは絶対に許さない」、「子どもたちを守る」という強い決意の下、いじめ撲滅に徹底的に取り組み続けることを常に確認しているところである。

本校のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「朝霞第五中学校いじめ防止基本方針」という）は、これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）第13条の規定に基づいて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。また、朝霞市では法第13条の規定に基づき、その学校の実情に応じた「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」を策定し、学校における「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、いじめ防止等に対し迅速かつ適切に対処を行うこととなっている。本校でも、文部科学省、埼玉県教育委員会、朝霞市の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を踏まえ、いじめに対する対応を全職員で実践できるようにし、いじめの未然防止と問題解決につなげていく。

第1 朝霞第五中学校いじめの防止基本方針の策定

法の趣旨を踏まえ、文部科学省及び埼玉県・朝霞市の基本方針を参酌し、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、朝霞第五中学校いじめの防止基本方針（以下「本校基本方針」）を定める。

本校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が本校において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。更に、取組の実効性を高めるため、本校基本方針が本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すという PDCA サイクルを盛り込む。

第2 いじめの未然防止のための取組

1. いじめとは法第2条にあるように、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。いじめは、すべての生徒に関係する問題であり、学習をはじめ、安心して学校生活を送ることができ、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるよう、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。

<具体的な取組>

- ・ 職員会議、企画委員会、生徒指導部会、教育相談部会などを通して、教職員間での情報共有を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・ 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努める。
- ・ 生活アンケートを定期的に実施し、生徒ひとりひとりの悩みやいじめに対する聞き取りと、個に応じた対応を図る。
- ・ さわやか相談室やスクールカウンセラーとの連携を深め、電話連絡や家庭訪問、面談を通して、相互理解・相互協力を図る。
- ・ 人権教育の推進、体験活動の充実に努め、規範意識の向上を図る。
- ・ 全職員を対象にいじめの防止等のための研修を行い、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

2. 全ての生徒がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。

<具体的な取組>

- ・ 生活委員会による、いじめ撲滅をめざしたキャンペーンの展開及び、「いじめゼロ宣言」の作成。
- ・ 生徒会本部役員では、生活委員会と協力して挨拶運動を実施し、生徒同士の心の交流を図る。
- ・ 毎年10月11月を「いじめ防止月間」と定め、全校で取り組む。

3. 児童の人権感覚を育成するとともに、学校や家庭、地域において、いじめ予防及び防止の啓発活動に取り組む。

＜具体的な取組＞

- ・ 非行防止教室を開催し、SNS等インターネット上で起こるいじめ防止に関する理解を深める。
- ・ 学校だよりを地域に配布し、学校の現状を情報発信する。

第3 いじめの早期発見への取組

いじめの早期発見をするために、日常的に生徒の様子や行動を観察し、保護者と連携を図りながら、その変化の把握に努める。いじめの実態を適切に把握するため、アンケートの実施や面談等を行う。生徒及びその保護者がいじめに係る悩みをいつでも相談できる体制を整備する。

＜具体的な取組＞

- ・ 職員会議及び生徒指導部会や教育相談部会
- ・ 心と生活のアンケート及び心と身体のアンケートの実施
- ・ 面談及び家庭訪問
- ・ 保護者アンケート

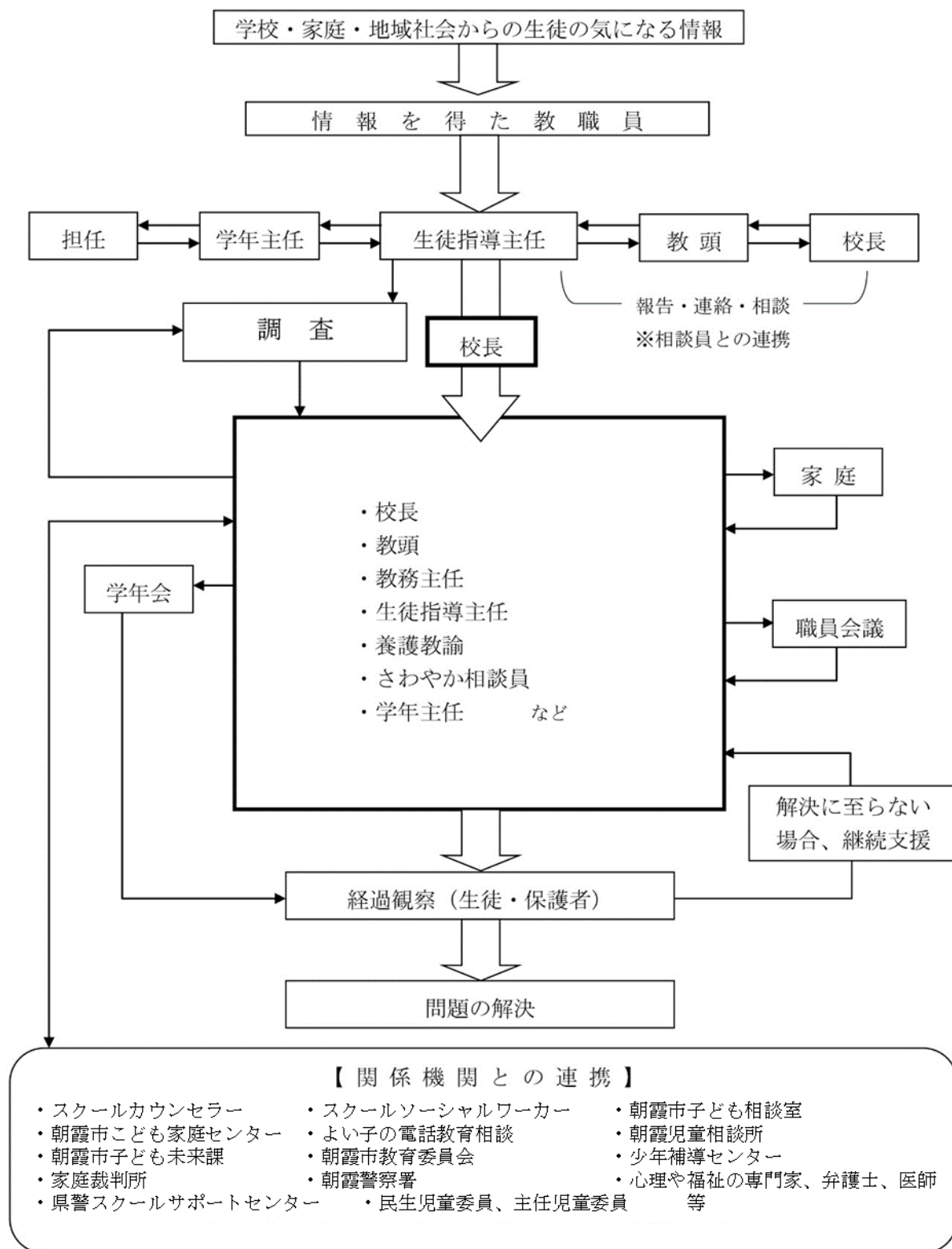
第4 いじめの早期解決への取組

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こり得ることを強く意識し、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導する。いじめが発生した場合、迅速かつ組織的に事実確認を行い、そのいじめをやめさせるとともに、次の1から5の対応等により再発防止に努める。

1. いじめを受けた生徒に対する支援並びにその保護者に対する情報提供及び支援を行う。
2. いじめをうけた生徒が安心して教育を受けられるように、必要な措置を講じる。
3. いじめを行った生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を行う。
4. いじめが犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合は、警察との連携を図る。
5. インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等について、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の依頼を行い、必要に応じて市、その他の関係機関等の協力や援助を求める。
6. 指導の記録を電子化し、適切に引き継ぎや情報共有ができるようにする。組織的対応が可能となる体制を整える。

第5 いじめの防止等の対策のための組織

法第22条に基づき、いじめの防止等を実効的に取り組む組織「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。この組織を中心に、全教職員でいじめの防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策に取り組む。



第6 重大事態への対応

生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「朝霞市いじめの防止等のための基本的な方針」等に基づいた対応を確実に行う。

(ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

法第28条第1項第1号

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

(イ)「相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがある場合」

法第28条第1項第2号

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する。

いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行う。